

吹田市立博物館清涼飲料水用自動販売機設置事業者募集要項

平成 29 年 2 月

吹田市教育委員会地域教育部文化財保護課が行う清涼飲料水用自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申込みください。

1 公募物件

| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 外形寸法 | | 最低使用料(年額) ※電気料金は除く | 位置図 |
|------|--------------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------------|-----|
| | | | 幅 | 奥行き | | |
| 1 | 吹田市岸部北 4丁目10番1号 | 博物館3階 ピロティー横 | 1.00m 以内 | 0.70m 以内 | 1,302円 | 図1 |
| 2 | 〃 | 博物館3階 ピロティー横 | 1.00m 以内 | 0.70m 以内 | 1,302円 | 図2 |

※ 設置は物件番号毎に各1台とします。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 申込受付期間中、「吹田市指名停止措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 市税等に係る徴収金を完納していること。かつ、消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の原則として1年間とします。ただし、公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと吹田市が判断する場合は、当初吹田市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初許可から5年を限度に、引き続き使用許可を行います。

イ 使用料

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格の金額をもって年額使用料とします。

なお、毎月の使用料は、吹田市の発する納入通知書により、吹田市が指定する期限までに納入してください。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

電気料金についても設置事業者の負担とし、毎月の使用料を吹田市が指定する期限までに納入してください。

電気料金については子メーターを設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額、子メーターを設置しない場合は、以下のとおり積算して得た額とします。

なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※子メーターを設置しない場合の電気料金の積算式(1年間設置の場合)

年間消費電力量 (kw・h) × 電気料金単価 (年平均単価)

(年間消費電力量については、自動販売機の商品カタログの仕様等で確認してください。)

エ 必須条件

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件毎に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

イ 使用期間中に2の(3)に係る許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、吹田市の指示に従うこと。

オ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

オ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を吹田市に請求することができません。

4 参考データ

(1) 博物館で勤務する職員数等

| 建物名 | 職員数 |
|-----|--------|
| 博物館 | 約 30 人 |

(2) 既設自動販売機の売上実績

| 関係物件番号 | 設置場所 | 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月の売上額 | 備考 |
|--------|-------------------|-----------------------------|----|
| 1 | 博物館 3 階 ピロティー横 | 503,100円 | |
| 2 | 博物館 3 階 ピロティー横 | 208,100円 | |

※ 売上額は、現設置事業者の申告によるものです。

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 平成 29 年 2 月 20 日 (月) ～ 平成 29 年 3 月 6 日 (月) 必着

送り先 〒564-0001 吹田市岸部北 4 丁目 10 番 1 号 吹田市立博物館内

吹田市教育委員会 地域教育部文化財保護課 宛

※ 複数の施設に応募する場合は、必ずそれぞれの担当所管課ごとに応募してください。一括での応募は御遠慮ください。

持参する場合

申込受付期間 平成 29 年 2 月 20 日（月）～ 平成 29 年 3 月 6 日（月）
【午前 9 時～午前 12 時、午後 0 時 45 分～午後 5 時 15 分】
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 吹田市岸部北 4 丁目 10 番 1 号（吹田市立博物館 3 階）
吹田市教育委員会 地域教育部文化財保護課

(2) 必要な書類（各 1 部）

- ア 応募申込書（吹田市所定様式）
- イ 誓約書（吹田市所定様式）
- ウ 販売品目（吹田市所定様式）
- エ 2 の (3) に係る許認可等の免許証の写し

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、吹田市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのものと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。
- (3) 設置事業者の通知等

設置事業者の決定は、平成 29 年 3 月 13 日（月）の予定です。設置事業者の決定後、吹田市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成 29 年 3 月 23 日（木）までに、次の行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、市町村の発行する全税目の納税証明書（「市税等及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から 3 か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各 1 通

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 設置場所の図面
- (3) 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）
- (4) 証明書類（発行日から 3 か月以内のもの）
 - <法人の場合>…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
 - <個人の場合>…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問合せ先

吹田市教育委員会 地域教育部文化財保護課 庶務担当 池田
吹田市岸部北 4 丁目 10 番 1 号（吹田市立博物館 3 階） 電話 06-6338-5500

誓 約 書

私は、吹田市が実施する清涼飲料水用自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、吹田市立博物館清涼飲料水用自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 吹田市立博物館清涼飲料水用自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、吹田市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載することに同意します。

平成 年 月 日

吹 田 市 長 あて

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

④

吹田市税の納税状況調査に関する同意書

平成 年 月 日

吹 田 市 長 あて

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

㊞

自動販売機設置に係る行政財産の使用許可申請に当たり、吹田市税に滞納がないことについて、吹田市が関係公簿を調査することに同意します。

調査の結果、滞納がある場合には、当該行政財産の使用許可申請に対して許可しないことについて異議ありません。